

滋賀県自然公園管理計画書

琵琶湖国定公園
鈴鹿国定公園
三上・田上・信楽県立自然公園
朽木・葛川県立自然公園
湖東県立自然公園

平成 9 年 4 月 施行

平成12年 4 月 一部改正

平成20年10月 一部改正

平成23年 4 月 一部改正

平成24年 3 月 一部改正

平成28年 4 月 一部改正

令和 6 年 1 月 一部改正

令和 7 年 4 月 一部改正

滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課

目 次

第1 基本方針	1
第2 各種行為に対する取扱方針	2
I 許可、届出等取扱方針	2
II 公園事業取扱方針	9
別紙	12
参考資料	14

第1 基本方針

本県の自然公園は、日本最大の湖である琵琶湖を中心とした琵琶湖国定公園をはじめとして、鈴鹿国定公園、三上・田上・信楽県立自然公園、朽木・葛川県立自然公園、湖東県立自然公園の5つから成り、総面積149,957haで、県面積の約37%を占めている。

本県の自然公園は琵琶湖、余呉湖等の湖沼景観から伊吹山、御在所山、比良山といった山岳景観まで変化に富み、神社仏閣といった文化景観も優れている。また、動植物も固有種、希少種をはじめ多種多様な種が生息している。

利用形態は、登山やキャンプ、あるいは東海自然歩道を代表とする自然探勝から歴史や文化を訪ねるものまで豊富である。

このような本県の多様な自然景観の保護と自然公園の利用の増進を図り、その管理業務の計画的遂行を期するため、次の事項に重点を置き管理計画を作成し、県下の自然公園に適用するものとする。

- (1) 県下の自然公園に共通して適用する一般的な事項について定める。
- (2) 自然公園法施行規則および滋賀県立自然公園条例施行規則の中に明確に定められていない事項について、補足事項を定め、可能な限り明確化を図る。
- (3) 従来の指導方針を整理するとともに、自然公園法施行規則および滋賀県立自然公園条例施行規則に規定する県下の自然公園に関する知事が定める許可基準の特例を定める。

第2 各種行為に対する取扱方針

I 許可、届出等取扱方針

許可、届出の指導および審査に当たっては、自然公園法施行規則（以下「法規則」という。）第11条各項または滋賀県立自然公園条例施行規則（以下「条例規則」という。）第21条各項が定める許可基準のほか、下記の取扱方針を適用する。

行為の種類	取扱方針
1 工作物の新築、改築または増築 (1) 建築物	〔形態〕 建築物については、原則として切妻、寄棟、方形、入母屋の勾配屋根（片流れ屋根を除く。）とすること。やむを得ず陸屋根等にする場合は傾斜パラペットを付設し、上記形態に見えるデザインとすること。 ただし、倉庫、車庫等の小規模な建築物（水平投影面積が10㎡以下のものに限る。）については、この限りでない。 また、既存のものについても、改築または増築に際し上記形態に改善するよう努めること。 〔色彩〕 ア 屋根（パラペットを含む。） 原則として暗灰色、こげ茶色または黒色とすること。目安として、マンセル表色系を用いた場合、無彩色については、明度を6以下、有彩色については、YまたはY Rの色相で明度を4以下、彩度を4以下とする。 なお、木材、石材等の自然素材を使用する場合は素地色も可とする。 ただし、屋根の上に設置する太陽光発電施設（屋根材として使用するものを含む。）については、この限りでない。 イ 外壁 原則として茶系色、灰色またはベージュ系色とすること。目安として、マンセル表色系を用いた場合、無彩色については、明度を4以上8以下、有彩色については、YまたはY Rの色相で明度を4以上8以下、彩度を4以下とする。 なお、木材、石材等の自然素材を使用する場合は素地色も可とする。 〔修景緑化等〕 支障木の伐採は必要最小限とすること。また、湖沼に面した場所については、在来の樹種により修景緑化を行うこと。 〔仮設の建築物に係る形態および色彩の特例〕 国または地方公共団体が、道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とした催しを実施するために新築し、改築し、または増築する仮設の建築物（当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものに限る。）については、本項の（1）建築物の〔形態〕および〔色彩〕の規定にかかわらず、その周辺の風致または景観と著しく不調和でな

	いものとする。 〔同一市町在住者の住み替え特例〕 ア 法規則第11条第4項または条例規則第21条第4項に規定する行為のうち、申請地と同一市町に在住している者の申請で、引き続き当該市町に住むための住宅であると認められる建築物については、法規則第11条第4項第4号から第6号まで、第9号および第10号または条例規則第21条第4項第4号から第6号まで、第9号および第10号に定める基準を適用せず、法規則第11条第6項または条例規則第21条第6項に定める総建築面積の敷地面積に対する割合および総延べ面積の敷地面積に対する割合に係る基準を適用する。 イ 法規則第11条第6項または条例規則第21条第6項に規定する行為のうち、申請地と同一市町に在住している者の申請で、引き続き当該市町に住むための住宅であると判断される建築物については、法規則第11条第4項第9号および第10号に定める基準または条例規則第21条第4項第9号および第10号に定める基準を適用しない。 ウ アおよびイに該当するものについては、植栽を密に行うなど修景緑化を行うものであること。 〔志賀地域における保養所等跡地での自己居住用住宅新築特例〕 法規則第11条第5項および第6項に規定する行為のうち、志賀地域（旧志賀町の区域をいう。）において平成22年4月1日において存在していた保養所等（以下この号において「保養所等」という。）の跡地に自己居住用住宅を新築する場合にあっては、法規則第11条第5項第2号および同条第6項第2号に定める基準は適用せず、次の基準を適用する。 第2種特別地域における建築物の総建築面積（申請に係る行為が法規則第11条第5項に規定する行為にあっては同項第2号に規定する総建築面積を、同条第6項に規定する行為にあっては同条第4項第6号に規定する総建築面積をいう。以下この号において同じ。）および総延べ面積の敷地面積に対する割合がそれぞれ20%以下、40%以下であり、かつ、保養所等の用に供されていた建築物の高さならびに総建築面積および総延べ面積の敷地面積に対する割合を超えないもの。 〔特認地域〕 法規則第11条第37項または条例規則第21条第31項の規定に基づく区域および同区域内において行われる自然公園法（以下「法」という。）第20条第3項各号に掲げる行為または滋賀県立自然公園条例（以下「条例」という。）第24条第3項各号に掲げる行為の許可基準の特例については、別紙のとおりとする。 なお、当該区域を表示した図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え付け供覧する。
（2）道路	〔法面等の処理〕 ア モルタル吹付は、通常の緑化が不可能な場合や、安全確保上やむを

	得ない場合を除き認めない。なお、やむを得ずモルタル吹付を行う場合には、周辺の風致景観に調和するよう、顔料を混入して着色するとともに、可能な限りツル性植物を植栽する等修景緑化を行うこと。 イ 擁壁を設ける場合は、原則として自然石もしくは自然石を模したブロックの使用または自然石を模した表面処理等を行うこと。 〔残土処理〕 工事に伴う残土は、原則として自然公園区域外に搬出すること。 〔付帯施設〕 ア ロックネット、ロックフェンス、橋梁等の色彩は、原則としてこげ茶色または灰色（亜鉛メッキ素地色を含む。）とし、路線毎に統一した色彩を用いること。 イ 危険防止柵は、極力ガードケーブルまたはガードパイプを用い、その色彩は原則としてこげ茶色または灰色（亜鉛メッキ素地色を含む。）とすること。 ウ カーブミラー等の付帯施設についても、その色彩は、原則としてこげ茶色または灰色（亜鉛メッキ素地色を含む。）とすること。 エ 既存のものについても、改築または増築に際しアからウまでの基準を満たすよう努めること。 〔工法等〕 ア 河川および湖沼の周辺における工事にあっては、周辺水域に土砂および濁水を流出させないように必要な措置を講じること。 イ 山岳地等における工事にあっては、谷側に土石を崩落させないように必要な措置を講じること。
（３）風力発電施設	「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン（平成25年３月環境省）」に基づく計画とすること。
（４）太陽光発電施設	「国立・国定公園内における太陽光発電施設の審査に関する技術的ガイドライン（令和４年３月環境省）」に基づく計画とすること。
（５）電柱	電柱の設置（仮設を除く。）については、次のいずれにも該当すること。 ア 色彩については、原則としてこげ茶色とすること。また、既存のものについても、建替えに際し上記色彩に改善するよう努めること。 イ 高さおよび本数については、必要最小限とすること。また、電力線または電話線が並行する場合は、原則として共架とすること。 ウ 風致景観上重要な場所については、原則として電力線および電話線は地下埋設とすること。 エ 営利目的の広告物の電柱への掲出が行われないものであること。
（６）鉄塔	鉄塔の設置（仮設を除く。）については、次のいずれにも該当すること。 ア 送電線を支持するための鉄塔の設置であること。

	イ 一般電気事業者（電気事業法に規定する一般電気事業者をいう。）が設置するものであること。 ウ 既存の送電線路の復旧、維持または必要不可欠な機能の強化のために設置するものであること。 エ 既存の送電線路のある場所に設置するものであること。 オ 必要最小限の規模および数であること。 カ フォトモンタージュを作成する等により風致景観への影響を検討し、周辺の景観との調和について十分に配慮したものであること。
(7) 放送用のアンテナ	放送用のアンテナの設置（仮設を除く。）については、次のいずれにも該当すること。 ア 国、地方公共団体、滋賀県地域防災計画に規定する指定公共機関もしくは指定地方公共機関である者または地方公共団体と災害時における放送要請に関する協定を締結している者が設置するものであること。 イ 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。 ウ 可能な限り、既存の工作物に設置するものであること。 エ 必要最小限の規模および数であること。 オ フォトモンタージュを作成する等により風致景観への影響を検討し、周辺の景観との調和について十分に配慮したものであること。
(8) 携帯電話基地局のアンテナ	携帯電話基地局のアンテナの設置（仮設を除く。）については、次のいずれかに該当すること。 ア 既存の工作物にアンテナを設置するものであり、かつ、次のいずれにも該当すること。 (ア) 次のいずれかに該当すること。 a 設置しようとする既存の工作物の高さが13m以下である場合にあっては、設置するアンテナおよび補助機器等の高さが既存の工作物を含めて13m以下であり、かつ、既存の工作物の水平投影外周線から突出する部分は1 m以下であること。 b 設置しようとする既存の工作物の高さが13mを超える場合にあっては、設置するアンテナおよび補助機器等の高さが既存の工作物の高さ以下であり、かつ、既存の工作物の水平投影外周線から突出しない(高さが13m以下の位置に設置する場合にあっては、水平投影外周線から突出する部分が1 m以下である) こと。 (イ) フォトモンタージュを作成する等により風致景観への影響を検討し、周辺の景観との調和について十分に配慮したものであること。 (ウ) 色彩については原則としてこげ茶色に着色すること（補助機器等を含む。）。 (エ) 補助機器等を、アンテナを設置する既存の工作物から独立して設置する場合は、原則として遮へいのための植栽を行うものであること。 (オ) 電力供給のための新たな送電線支持物の設置を伴うものではないこと（アンテナケーブル支持物についても同様とする。）。

	(カ) アンテナを設置した既存の工作物が撤去される場合、アンテナについても撤去する計画となっているものであること(工作物が新築(建替えを含む。)された場合には、改めてアンテナの設置について許可申請を行うこと。) イ 周辺に既存の工作物がないなどやむを得ず単独の支持物を設けてアンテナを設置する場合であって、次のいずれにも該当するもの (ア) 風致景観上重要な場所に設置するものでないこと。 (イ) 代替案を検討、明示した上で、当該地において単独の支持物を設けてアンテナを設置せざるを得ないと認められるものであること。 (ウ) アンテナの最高高さは13m以下とし、水平投影形状が半径1mの円内に収まるものであること。また、補助機器等を設置する高さについても13m以下であること。 (エ) フォトモンタージュを作成する等により風致景観への影響を検討し、周辺の景観との調和について十分に配慮したものであること。 (オ) 原則として補助機器等の設置箇所の周囲に遮へいのための植栽を行うものであること。 (カ) 色彩については原則としてこげ茶色に着色すること(補助機器等を含む。) (キ) 広告物の掲出が行われないものであること。 (ク) 電力供給線については、原則として地下埋設とし、新たな送電線支持物の設置を伴うものでないこと(ケーブル支持物についても同様とする。) 〔第1種特別地域内における携帯電話基地局のアンテナの設置の特例〕 法規則第11条第14項または条例規則第24条第14項に規定する行為のうち、既存の工作物に携帯電話基地局のアンテナおよび補助機器等を設置する行為であって、次のいずれにも該当するものについては、法規則第11条第1項第2号イの規定(第1種特別地域に係る部分に限る。)または条例規則第21条第1項第2号アの規定は、適用しない。 ア 設置するアンテナおよび補助機器等の高さが設置される既存の工作物の高さ以下であること。 イ 設置するアンテナおよび補助機器等が設置される既存の工作物の水平投影外周線から突出しないこと。
(9) 河川管理施設および砂防施設等	〔構造〕 風致景観上重要な場所については、原則として自然石もしくは自然石を模したブロックの使用または自然石を模した表面処理等を行うこと。 〔工法等〕 ア 河川および湖沼の周辺における工事にあっては、周辺水域に土砂および濁水が流出しないよう必要な措置を講じること。 イ 山岳地等における工事にあっては、谷側に土石が崩落しないよう必要な措置を講じること。

	〔付帯施設〕 落石防護柵等の付帯施設は、原則としてこげ茶色または灰色（亜鉛メッキ素地色を含む。）とすること。
(10) コンクリートプラント、廃棄物再生プラント等	コンクリートプラント、廃棄物再生プラント等は、騒音、悪臭、粉じん等の発生するおそれがあり、風致景観に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、原則として認めない。
(11) その他の工作物	〔色彩〕 原則として、黒色、灰色、茶系色またはベージュ系色とすること。目安として、マンセル表色系を用いた場合、無彩色については、明度を8以下、有彩色については、YまたはYRの色相で明度を8以下、彩度を4以下とすること。 なお、木材、石材等の自然素材を使用する場合は素地色も可とする。 〔形態〕 水平投影面積が10㎡を超えるテントにあつては、ドーム型等の凸状に湾曲した曲面のある形態でないこと。 〔仮設の工作物に係る色彩および形態の特例〕 国または地方公共団体が、道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とした催しを実施するために新築し、改築し、または増築する仮設の工作物（当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものに限る。）については、本項の（11）その他の工作物の〔色彩〕および〔形態〕の規定にかかわらず、その周辺の風致または景観と著しく不調和でないものとする。
2 広告物等の掲出、設置または表示	広告物等を掲出し、設置し、または表示する場合は、極力統合すること。 〔色彩、材料等〕 色彩は、原則としてこげ茶色を基調とすること。目安として、マンセル表色系を用いた場合、YまたはYRの色相で明度を4以下、彩度を2以上4以下とする。なお、木材、石材等の自然素材を使用する場合は素地色も可とする。 材料は、可能な限り木材、石材等の自然素材を使用すること。 〔広告物等に係る色彩、材料等の特例〕 国または地方公共団体が、道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とした催しを実施するために掲出し、設置し、または表示する広告物等（当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものに限る。）については、本項の〔色彩、材料等〕の規定にかかわらず、その周辺の風致または景観と著しく不調和でないものとする。

3 土地の形状変更	土地の形状変更は、風致景観に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、変更規模を必要最小限とするとともに、盛り土を行う場合は良質土によること。また、地形勾配が30%を超える傾斜地における土地の形状変更は、原則として認めない。
(1) 資材置場の造成	資材（土木用または建築用の材料（再生プラント等において再製品化されたものを含む。）をいう。以下本項において同じ。）置場のための造成については、風致景観に与える影響が大きいいため、次のいずれにも該当するものに限り許可する。 ア 資材置場の利用計画が明らかであり、資材以外の物を置く計画でないものであること。 イ 資材の管理者が明らかであること。 ウ 造成に要する期間が明らかであること（概ね6ヶ月以内とする。）。 エ 地形勾配が30%以下の土地における造成であること。 オ 事業区域面積（資材置場、駐車場、道路、法面、保存緑地等事業に係る全体の面積の和をいう。以下本項において同じ。）が原則として10,000平方メートル（既存施設を含む場合は、これを含み10,000平方メートル）以下であること。 カ 事業区域面積が1,000平方メートルを超える資材置場の造成については、造成区域面積（資材置場、駐車場、道路、法面等の水平投影面積の和をいう。）の事業区域面積に対する割合が、第2種特別地域におけるものにあつては40%以下、第3種特別地域におけるものにあつては60%以下であること。 キ 資材の積上げの高さが原則として造成地盤から3メートル以下であること。 ク 支障木の伐採が必要最小限であること。 ケ 主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。 コ 山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を与えるものでないこと。 サ 造成地には資材遮へいのための植栽が適切に行われるものであること。
4 指定植物の採取等	法第20条第3項第11号の環境大臣が指定する植物または条例第24条第3項第11号の知事が指定する植物については、参考資料「県下の自然公園における指定植物の一覧」のとおりとする。

Ⅱ 公園事業取扱方針

法第16条の規定に基づく国定公園に関する公園事業の執行および条例第12条の規定に基づく県立自然公園に関する公園事業の執行に係る指導および審査に当たっては、法、自然公園法施行令、法規則、条例および条例規則の規定によるほか、「国立公園事業執行等取扱要領（令和4年4月環境省）」を準用する。

また、公園事業の執行等に係る風致景観に関する取扱方針は、下記のとおりとする。

事業の種類	取扱方針
1 道路 (車道)	〔法面等の処理〕 ア 法面は原則として、当該地域に生育する植物と同種の植物により緑化を行うこと。 イ モルタル吹付は、通常の緑化が不可能な場合や、安全確保上やむを得ない場合を除き認めない。なお、やむを得ずモルタル吹付を行う場合には、周辺の風致景観に調和するよう、顔料を混入して着色するとともに、可能な限りツル性植物を植栽する等修景緑化を行うこと。 ウ 擁壁を設ける場合は、原則として自然石もしくは自然石を模したブロックの使用または自然石を模した表面処理等を行うこと。 〔残土処理〕 工事に伴う残土は、原則として自然公園区域外に搬出すること。 〔付帯施設〕 ア ロックネット、ロックフェンス、橋梁等の色彩は、原則としてこげ茶色または灰色（亜鉛メッキ素地色を含む。）とし、路線毎に統一した色彩を用いること。 イ 危険防止柵は、極力ガードケーブルまたはガードパイプを用い、その色彩は原則としてこげ茶色または灰色（亜鉛メッキ素地色を含む。）とすること。 ウ カーブミラー等の付帯施設についても、その色彩は原則としてこげ茶色または灰色（亜鉛メッキ素地色を含む。）とすること。 エ 既存のものについても、改築または増築に際しアからウまでの基準を満たすものであること。 オ 車道沿線の好展望地において、路傍駐車場、展望台等の整備を図る場合は、下記の要件に留意すること。 （ア） 風致景観に及ぼす影響が小さい位置であること。 （イ） 多量の切土盛土を伴わず、かつ、法面が緑化されるものであること。 （ウ） 支障木の伐採が必要最小限であること。 〔工法等〕 ア 河川および湖沼の周辺における工事にあつては、周辺水域に土砂および濁水を流出させないよう必要な措置を講じること。 イ 山岳地等における工事にあつては、谷側に土石を崩落させないよう必要な措置を講じること。 ウ 路線は、線形を地形に順応させたものとし、支障木の伐採や土地の改変は必要最小限とすること。

2 道路 (自転車道)	[法面等の処理] ア 法面は原則として、当該地域に生育する植物と同種の植物により緑化を行うこと。 イ モルタル吹付は、通常の緑化が不可能な場合や、安全確保上やむを得ない場合を除き認めない。なお、やむを得ずモルタル吹付を行う場合には、周辺の風致景観に調和するよう、顔料を混入して着色するとともに、可能な限りツル性植物を植栽する等修景緑化を行うこと。 ウ 擁壁を設ける場合は、原則として自然石もしくは自然石を模したブロックの使用または自然石を模した表面処理等を行うこと。 [残土処理] 工事に伴う残土は、原則として自然公園区域外に搬出すること。 [付帯施設] ア ロックネット、ロックフェンス、橋梁等の色彩は、原則としてこげ茶色または灰色（亜鉛メッキ素地色を含む。）とし、路線毎に統一した色彩を用いること。 イ 標識類については、乱立を防ぐため、原則として法規則第11条第21項に規定する基準に準じて取り扱う。 ウ 防護柵は、原則として木柵または木を模したものを使用すること。 エ 自転車道沿線の好展望地において、展望台等の整備を図る場合は、下記の要件に留意すること。 (ア) 風致景観に及ぼす影響が小さい位置であること。 (イ) 多量の切土盛土を伴わず、かつ、法面が緑化されるものであること。 (ウ) 支障木の伐採が必要最小限であること。 [工法等] ア 河川および湖沼の周辺における工事にあつては、周辺水域に土砂および濁水を流出させないよう必要な措置を講じること。 イ 山岳地等における工事にあつては、谷側に土石を崩落させないよう必要な措置を講じること。 ウ 路線は、線形を地形に順応させたものとし、支障木の伐採や土地の改変は必要最小限とすること。
3 道路 (歩道)	[付帯施設] ア 標識類については、乱立を防ぐため、原則として法規則第11条第21項に定める基準に準じて取り扱う。 イ 防護柵は、原則として木柵または木を模したものを使用すること。 ウ 歩道沿線の好展望地において、展望台等の整備を図る場合は、下記の要件に留意すること。 (ア) 風致景観に及ぼす影響が小さい位置であること。 (イ) 多量の切土盛土を伴わず、かつ、法面が緑化されるものであること。 (ウ) 支障木の伐採が必要最小限であること。

4 公園事業に係る建築物（宿舎、休憩所等）	〔形態〕 建築物については、原則として切妻、寄棟、方形、入母屋の勾配屋根（片流れ屋根を除く。）とすること。やむを得ず陸屋根等にする場合は傾斜パラペットを付設し、上記形態に見えるデザインとすること。 ただし、倉庫、車庫等の小規模な建築物（水平投影面積が10㎡以下のものに限る。）については、この限りでない。 また、既存のものについても、改築または増築に際し上記形態に改善するよう努めること。 〔色彩〕 ア 屋根（パラペットを含む。） 原則として暗灰色、こげ茶色または黒色とすること。目安として、マンセル表色系を用いた場合、無彩色については、明度を6以下、有彩色については、YまたはY Rの色相で明度を4以下、彩度を4以下とする。 なお、木材、石材等の自然素材を使用する場合は素地色も可とする。 ただし、屋根の上に設置する太陽光発電施設（屋根材として使用するものを含む。）については、この限りでない。 イ 外壁 原則として茶系色、灰色またはベージュ系色とすること。目安として、マンセル表色系を用いた場合、無彩色については、明度を4以上8以下、有彩色については、YまたはY Rの色相で明度を4以上8以下、彩度を4以下とする。 なお、木材、石材等の自然素材を使用する場合は素地色も可とする。 〔修景緑化等〕 支障木の伐採は必要最小限とすること。また、湖沼に面した場所については、在来の樹種により修景緑化を行うこと。
5 公園事業に係るその他の工作物	〔色彩〕 原則として、黒色、灰色、茶系色またはベージュ系色とすること。目安として、マンセル表色系を用いた場合、無彩色については、明度を8以下、有彩色については、YまたはY Rの色相で明度を8以下、彩度を4以下とすること。 なお、木材、石材等の自然素材を使用する場合は素地色も可とする。 〔形態〕 水平投影面積が10㎡を超えるテントにあっては、ドーム型等の凸状に湾曲した曲面のある形態でないこと。

別紙 自然公園法施行規則（以下「法規則」という。）第11条第37項または滋賀県立自然公園条例施行規則（以下「条例規則」という。）第21条第31項の規定に基づく区域および同区域内において行われる自然公園法第20条第3項各号に掲げる行為または滋賀県立自然公園条例第24条第3項各号に掲げる行為の許可基準の特例について

自然公園名	対象行為の種類およびその基準の特例	対象行為の特例基準が適用される区域
県内全自然公園	昭和50年4月1日において当該特別地域内に所在していた宗教施設の境内地内に設けられる宗教上必要不可欠と認められる建築物の新築、改築または増築	第1種、第2種および第3種特別地域
	法規則第11条第1項第3号から第5号までおよび第38項ならびに条例規則第21条第1項第3号から第5号までおよび第32項に定める基準のみを適用する。	
琵琶湖国定公園	第2種および第3種特別地域内において、昭和50年3月31日以前にその造成の許可を受けた分譲地内等における建築物の新築、改築または増築	大津市の一部 西浅井町の一部 高島市の一部
	法規則第11条第5項および第6項に定める基準にかかわらず、下記の基準を適用するものとする。 （1） 法規則第11条第1項第3号から第5号までに定める基準 （2） 当該建築物の高さが、第2種特別地域にあつては12m、第3種特別地域にあつては15mを超えないものであること。 （3） 建築物の総建築面積および総延面積の敷地面積に対する割合が、第2種特別地域にあつてはそれぞれ20%以下、40%以下、第3種特別地域にあつてはそれぞれ30%以下、90%以下であること。なお、この場合における総建築面積の算定は、法規則第11条第5項に定めるところによる。	
	建築物の新築、改築または増築	大津市 瀬田川 中の島
	法規則第11条第5項中「2階建以下であり、かつ、その高さが10mを超えないもの」とあるものは「その高さが18mを超えないもの」と読み替えて適用する。	
	分譲地等内に設けられる建築物の新築、改築または増築	高島市マキノ町海津の一部
	法規則第11条第5項に定める基準にかかわらず、下記の基準を適用するものとする。 （1） 法規則第11条第1項第3号から第5号までに定める基準	

(2) 当該建築物が2階建以下であり、かつ、その高さが10mを超えないものであること。 (3) 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が公園道路の路肩から5m以上離れていること。 (4) 第2種特別地域における建築物の総建築面積および総延面積の敷地面積に対する割合が、それぞれ20%以下、40%以下であること。なお、この場合における総建築面積の算定は、法規則第11条第5項に定めるところによる。	
昭和50年4月1日において当該自然公園特別区域内に居住していた者（その相続を受けた者を含む。）のその他建築物（法規則第11条第6項本文に規定する建築物に限る。）に係る新築、改築または増築 法規則第11条第4項第9号に定める基準を下記のとおり読み替えて適用するものとする。 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が公園道路の路肩から5m以上離れていること。この場合において、敷地内の進入路を除く道路側に遮へいのための1列以上の中高木性の樹木の植栽を行うものであること。	西浅井町大字菅浦地区内の県道葛籠尾崎大浦線の山側路肩から20mの範囲
建築物の新築、改築または増築 当該行為の区分にかかわらず（法規則第11条第3項で規定する行為を除く。）、法規則第11条第2項および第38項に定める基準を適用するものとする。	大津市石山外畑町集落
建築物の新築、改築または増築 法規則第11条第4項第9号に定める基準を下記のとおり読み替えて適用するものとする。 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が道路の路肩から5m以上離れていること。	大津市の一部 高島市の一部

参考資料

県下の自然公園において採取等を規制する指定植物の一覧

法第 20 条第 3 項第 11 号の環境大臣が指定する植物または条例第 24 条第 3 項第 11 号の知事が指定する植物については、以下のとおりである。

1 国定公園

(1) 琵琶湖国定公園

科名	種名
ミズゴケ	ミズゴケ属
ヒカゲノカズラ	スギラン、マンネンスギ
イワヒバ	エゾヒメクラマゴケ、イワヒバ
ゼンマイ	ヤシャゼンマイ
イノモトソウ	オオフジシダ
シノブ	シノブ
キジノオシダ	ヤマソテツ
オシダ	ウラボシノコギリシダ、オオクジャクシダ
チャセンシダ	イチョウシダ、アオガネシダ、クモノスシダ、コタニワタリ
ウラボシ	ヤノネシダ、オシャグジデンド、イワオモダカ、オオクボシダ
シシラン	シシラン
タデ	イブキトラノオ（ホソバイブキトラノオを含む。）、ハルトトラノオ
ナデシコ	フジナデシコ（ハマナデシコ）
キンポウゲ	カワチブシ、オオダイブシ（アシブトウズ）、イブキトリカブト、キタヤマブシ、レイジンソウ（イブキレイジンソウを含む。）、アズマレイジンソウ（ウスゲレイジンソウを含む。）、フクジュソウ、ミスミソウ（スハマソウ、ケスハマソウを含む。）、イチリンソウ、アズマイチゲ、カザグルマ、トリガタハンショウヅル、バイカオウレン、セツブンソウ、サンインシロカネソウ、トウゴクサバノオ、オキナグサ、キンバイソウ、ヤマシャクヤク
メギ	サンカヨウ、キバナイカリソウ、バイカイカリソウ、トキワイカリソウ
スイレン	ヒツジグサ
ウマノスズクサ	ミヤコアオイ、スズカカンアオイ、アツミカンアオイ、ウスバサイシン（サイシン）、ヒメカンアオイ
モウセンゴケ	イシモチソウ、モウセンゴケ、コモウセンゴケ
ケシ	ヤマブキソウ
ユキノシタ	ヤハズアジサイ、チャルメルソウ、ウメバチソウ（コウメバチソウを含む。）、ジンジソウ、カエデダイモンジソウ
バラ	シモツケソウ（アカバナシモツケソウを含む。）、イワキンバイ、ハスノハイチゴ、ミツバイワガサ（イワガサ、タンゴイワガサ）、イブキシモツケ、イワシモツケ

フウロソウ	グンナイフウロ（タカネグンナイフウロを含む。）、ヒメフウロ、コフウロ、ハクサンフウロ（イブキフウロを含む。）、ビッチュウフウロ
ヒメハギ	カキノハグサ（ナガバノカキノハグサを含む。）、ヒナノキンチャク、ヒナノカンザシ
ツリフネソウ	ハガクレツリフネ
ジンチョウゲ	カラスシキミ
スマレ	オオバキスマレ
ヤマトグサ	ヤマトグサ
ウコギ	ウラジロウコギ
イワウメ	イワウメ、イワカガミ（コイワカガミ、オオイワカガミを含む。）
イチヤクソウ	ウメガサソウ、シャクジョウソウ、ギンリョウソウモドキ（アキノギンリョウソウ）、ギンリョウソウ
ツツジ	アカモノ（シロイワハゼ）、ウラジロヨウラク（ツリガネツツジを含む。）、イワナシ、ミツバツツジ、レンゲツツジ（キレンゲを含む。）、ツクシシャクナゲ（ホンシャクナゲ、オキシシャクナゲを含む。）、サイコクミツバツツジ、コバノミツバツツジ、オオコメツツジ、サラサドウダン、シロドウダン（ベニドウダンを含む。）
サクラソウ	クリンソウ
リンドウ	リンドウ、タテヤマリンドウ、エゾリンドウ、センブリ、イヌセンブリ、ミツガシワ
ガガイモ	クサタチバナ
アカネ	イナモリソウ
シソ	ミカエリソウ（イトカケソウ）、デワノタツナミソウ、エゾタツナミソウ、イブキジャコウソウ（イワジャコウソウを含む。）
ゴマノハグサ	コゴメグサ（イブキコゴメグサ）、ミヤマコゴメグサ（オオミコゴメグサを含む。）、ヤマウツボ（ケヤマウツボを含む。）、ルリトラノオ
イワタバコ	イワタバコ
タヌキモ	ミミカキグサ、フサタヌキモ、ヒメタヌキモ、ノタヌキモ、ホザキノミミカキグサ、イヌタヌキモ、ムラサキミミカキグサ
スイカズラ	イワツクバネウツギ、ダイセンヒョウタンボク
オミナエシ	キンレイカ
キキョウ	サワギキョウ、シデシャジン、キキョウ
キク	チョウジギク、サワシロギク、ミヤマヨメナ、タイミンガサ、オハラメアザミ、マアザミ（キセルアザミ、ツクデマアザミ）、ホソバムカシヨモギ、マルバダケブキ、オタカラコウ、ハンカイソウ、オオニガナ、オオダイトウヒレン、ヒメヒゴタイ、サワオグルマ、セイタカタンポポ
トチカガミ	ネジレモ
ユリ	アサツキ、ヤマラッキョウ、カタクリ、ミノコバイモ（コバイモ）、キバナノアマナ、ショウジョウバカマ、シロバナショウジョウバカマ、キヨスミギ

	ボウシ（ハヤザキギボウシ）、イワギボウシ、ヤマユリ、ササユリ、コオニユリ、キンコウカ、イワショウブ、タマガワホトトギス、エンレイソウ、アマナ、ヒロハノアマナ
アヤメ	ノハナショウブ、ヒメシヤガ
イネ	ヒゲノガリヤストウササクサ、イブキソモソモ
サトイモ	ユキモチソウ、ザゼンソウ
カヤツリグサ	オタルスゲ、ミカヅキグサ
ラン	ヒナラン、ムギラン、エビネ、ナツエビネ、ギンラン、キンラン、サイハイラン、シュンラン（ホクロ）、クマガイソウ、セッコク、カキラン、ツチアケビ、オニノヤガラ、アケボノシュスラン、ミヤマウズラ、ノビネチドリ、ムカゴトンボ、サギソウ、ミズトンボ、ムカゴソウ、セイタカスズムシ、ジガバチソウ、クモキリソウ、コ克蘭、ヒメフタバラン、フウラン、ヨウラ克蘭、ヒナチドリ、ウチョウラン、コケイラン、ジンバイソウ、ツレサギソウ、ヤマサギソウ、ハシナガヤマサギソウ、オオバノトンボソウ、コバノトンボソウ、キソチドリ、オオヤマサギソウ、トキソウ、ヤマトキソウ、ベニカヤラン（マツラン）、カヤラン、クモラン、ヒトツボクロ、トンボソウ

（２）鈴鹿国定公園

科名	種名
ミズゴケ	ミズゴケ属
マツバラン	マツバラン
ヒカゲノカズラ	ヒメスギラン、スギラン、ヤチスギラン、マンネンスギ
イワヒバ	エゾヒメクラマゴケ、イワヒバ
ゼンマイ	ヤシャゼンマイ
シノブ	シノブ
オンダ	ウラボシノコギリシダ、オオクジャクシダ
チャセンシダ	イチョウシダ、アオガネシダ、クモノスシダ、コタニワタリ
ウラボシ	オシャグジデンダ、イワオモダカ
シシラン	シシラン
ヒノキ	ミヤマビャクシン（ミヤマハイビャクシン）
ツチトリモチ	ミヤマツチトリモチ
タデ	イブキトラノオ（ホソバキトラノオを含む。）、ハルトラノオ
ナデシコ	ワチガイソウ
モクレン	シデコブシ
キンポウゲ	カワチブシ、イブキトリカブト、レイジンソウ（イブキレイジンソウを含む。）、フクジュソウ、ヒメイチゲ、ユキワリイチゲ、ミスミソウ（スハマソウ、ケスハマソウを含む。）、イチリンソウ、キクザキイチリンソウ、アズマイチゲ、サンリンソウ、レンゲショウマ、トリガタハンショウヅル、バイカオウレン、セツブンソウ、オキナグサ、ヤマシャクヤク
メギ	キバナイカリソウ、トキワイカリソウ

ウマノスズクサ	タイリンアオイ（マルバカンアオイ）、ミヤコアオイ、コウヤカンアオイ、スズカカンアオイ、ウスバサイシン（サイシン）
モウセンゴケ	イシモチソウ、モウセンゴケ
ケシ	ヤマブキソウ
ユキノシタ	ヤハズアジサイ、タキミチャルメルソウ、チャルメルソウ、ウメバチソウ（コウメバチソウを含む。）、ジンジソウ
バラ	シモツケソウ（アカバナシモツケソウを含む。）、イワキンバイ、ミツバイワガサ（イワガサ、タンゴイワガサ）、イブキシモツケ、イワシモツケ
フウロソウ	ヒメフウロ、コフウロ、ハクサンフウロ（イブキフウロを含む。）
ヒメハギ	カキノハグサ（ナガバノカキノハグサを含む。）、ヒナノカンザシ
ツリフネソウ	ハガクレツリフネ
ジンチョウゲ	コショウノキ
グミ	コウヤグミ
アカバナ	トダイアカバナ
ヤマトグサ	ヤマトグサ
セリ	フキヤミツバ
イワウメ	イワカガミ（コイワカガミ、オオイワカガミを含む。）、イワウチワ（オオイワウチワ、トクワカソウを含む。）
イチヤクソウ	ウメガサソウ、ギンリョウソウ、マルバノイチヤクソウ
ツツジ	アカモノ（シロイワハゼ）、ウスギヨウラク、ウラジロヨウラク（ツリガネツツジを含む。）、イワナシ、ハクサンシャクナゲ（シロバナシャクナゲ、ネモトシャクナゲを含む。）、ミツバツツジ、トサノミツバツツジ、サツキ（サツキツツジ）、レンゲツツジ（キレンゲを含む。）、ヒカゲツツジ、ツクシシャクナゲ（ホンシャクナゲ、オキシシャクナゲを含む。）、サイコクミツバツツジ、アケボノツツジ（アカヤシオを含む。）、シロヤシオ（ゴヨウツツジ）、コバノミツバツツジ、オオコメツツジ、コメツツジ（チョウジ型を含む。）、トウゴクミツバツツジ、サラサドウダン、カイナンサラサドウダン、シロドウダン（ベニドウダンを含む。）、コケモモ
サクラソウ	イワザクラ
リンドウ	リンドウ、アサマリンドウ、タテヤマリンドウ、センブリ
アカネ	イナモリソウ、オオキヌタソウ
シソ	ミカエリソウ（イトカケソウ）、イガタツナミソウ
イワタバコ	イワタバコ
ハマウツボ	キヨスミウツボ
タヌキモ	ミミカキグサ、ノタヌキモ、ホザキノミミカキグサ、ムラサキミミカキグサ
スイカズラ	イワツクバネウツギ、ウスバヒョウタンボク、ダイセンヒョウタンボク
オミナエシ	キンレイカ
キキョウ	サワギキョウ、シデシャジン、キキョウ
キク	テイショウソウ（ヒロハテイショウソウ）、チョウジギク、アレノノギク（ヤマジノギク）、コモノギク（タマギク）、サワシロギク、ミヤマヨメナ、タイミンガサ、テバコモミジガサ、イワギク、クサヤツデ、ホソバムカシヨモギ、オタカラコウ、オオダイトウヒレン、サワオグルマ、セイタカタンポポ

ホンゴウソウ	ホンゴウソウ
ユリ	ヤマラッキョウ、ギョウジャニンニク、シライトソウ、カタクリ、ミノコバイモ（コバイモ）、キバナノアマナ、ショウジョウバカマ、シロバナショウジョウバカマ、イワギボウシ、ミズギボウシ（ナガバミズギボウシ）、ササユリ、コオニユリ、ホソバナノアマナ、キンコウカ、イワショウブ、ハナゼキショウ（イワゼキショウ）、エンレイソウ、アマナ、ヒロハノアマナ
ホシクサ	シラタマホシクサ
イネ	ヒゲノガリヤス
サトイモ	ユキモチソウ
カヤツリグサ	オタルスゲ
ラン	ヒナラン、マメヅタラン（マメラン）、ムギラン、ナツエビネ、キンラン、サイハイラン、シュンラン（ホクロ）、クマガイソウ、セッコク、カキラン、ツチアケビ、オニノヤガラ、アケボノシュスラン、ミヤマウズラ、シュスラン、ムカゴトンボ、ミズトンボ、セイタカスズムシ、ジガバチソウ、クモキリソウ、コ克蘭、フウラン、ヨウラクラン、ウチョウラン、コケイラン、ジンバイソウ、キソチドリ、トキソウ、カヤラン、クモラン、トンボソウ

2 県立自然公園

タカネウスユキソウ、ウサギギク、フタマタタンポポ、ミヤマアズマギク、エゾノアズマギク、ミヤマコウゾリナ、ニガナ属、ウスユキソウ属、タカラコウ属、コウゾリナ属、ツリガネニンジン属、ホタルブクロ属、タカネマツムシソウ、チシマキンレイカ、リンネソウ、ムシトリスミレ属、オニク、ウルツブソウ、イワブクロ、シオガマギク属、クワガタソウ属、イブキジャコウソウ、ミヤマハナシノブ、リンドウ属、ミヤマアケボノソウ、サクラソウ属、ツマトリソウ、ヒメシヤクナゲ、コメバツガザクラ、ウラシマツツジ、チシマツガザクラ、イワヒゲ、シラタマノキ属、ヂムカデ、イソツツジ属、ミネズオウ、ペニドウダン属、ツガザクラ属、シヤクナゲ属、エゾツツジ、コケモモ属、イワウメ、イワカガミ属、ゴゼンタチバナ、ミシマサイコ属、アカバナ属、スミレ属、オトギリソウ属、ガンコウラン、フウコソウ属、タイツリオウギ属、オヤマノエンドウ属、ミヤマダイコンソウ、ハゴロモグサ、クロバナロウゲ、チョウノスケソウ、シモツケソウ属、ノカイドウ、キジムシロ属、ワレモコウ属、タテヤマキンバイ、チングルマ、ウメバチソウ属、キレンゲショウマ、ユキノシタ属、ミヤママンネングサ、モウセンゴケ属、ハタザオ属、ミヤマタネツケバナ、シロウマナズナ属、ハクセンナズナ、コマクサ、リシリヒナゲシ、オサバグサ、ホソバトリカブト、ハクサンイチゲ、オダマキ属、オウレン属、シラネアオイ、ツクモグサ、ウマノアシガタ属、シナノキンバイ、ネムロカワホネ、メアカンフスマ属、ミミナグサ属、タカネナデシコ、タカネマンテマ属、タカネツメクサ属、イワツメクサ属、イブキトラノオ属、オンタデ属、ケショウヤナギ、タカネイワヤナギ、ホテイラン、キバナノアツモリソウ、ヒメミヤマウズラ、フタバラン属、ハクサンチドリ属、シロウマチドリ属、ヒナノシヤクジョウ属、ヒオウギアヤメ、アサツキ属、ツバメオモト、スズラン、クロユリ、ニツコウキスゲ属、オゼソウ、キヌガサソウ、クルマユリ、マイヅルソウ、チャボゼキショウ属、エンレイソウ属、バイケイソウ属、イ属、ヌカボシソウ属、スゲ属、サギスゲ属、ホタルイ属、ミヤマアワガエリ、イチゴツナギ属、ホロムイソウ、ミヤマハイビヤクシン、ハイマツ、キヤラボク、リシリシノブ、ミヤマウラボシ、タカネシダ、ミヤマハナワラビ、ヒメハナワラビ、イワヒバ属、ヒカゲノカズラ属、マリモ、アサギリソウ、サマニヨモギ、シロサマニヨモギ、フタナミソウ属、サワギク属、チシマザクラ属、ミヤマムラサキ属、シラネセンキウ属、ハマナス、ホロムイイチゴ、ホソバナコンロンソウ、ボタンキンバイ、ホ

ソバイワベンケイ、カナビキソウ属、ヒダカミネヤナギ、エゾノタカネヤナギ、イヌマルバヤナギ、サカネラン属、レブンアツモリソウ、キバナノアマナ属、リシリソウ属、エゾスカシユリ、ミヤマノガリヤス、カニツリグサ属、イワデンダ属、アラシグサ、リシリビヤクシン、リシリツタウルシ、リシリブシ